



◆感染予防対策と歯科外来診療環境体制加算について

当医院では患者さまに安心して治療を受けて頂くために、さまざまな感染予防対策を行っております。そして、以下の基準を満たす環境を整え関東厚生局に届出を受理されております。そのため、初診料および再診料にはの保険点数が加算されています。実際に設置・使用している機器については院内待合室にその内容を掲示していますので、来院の際にご覧ください。

歯科外来診療環境体制加算に関する設置基準は以下のとおりです。

1. 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること

2. 歯科衛生士が1名以上配置されていること

3. 患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき、次の十分な装置・器具を有していること

- ・AED(自動体外式除細動器)
- ・パルスオキシメーター(経皮的酸素飽和度測定器)
- ・酸素
- ・血圧計
- ・救急蘇生セット(薬剤を含む)
- ・歯科用吸引装置



4. 診療における偶発的等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること

- ・連携医療機関：麻生病院

5. 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な感染症対策を講じていること

6. 感染症患者に対する歯科診療について、ユニットの確保等を含めた診療体制を常時確保していること

7. 歯科用吸引装置等により、歯科ユニットごとに歯牙の切削や義歯の調整、歯の被せ物の調整時等に飛散する細かな物質を吸引出来る環境を確保していること

8. 当該保険医療機関の見やすい場所に、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示を行っていること

- ・緊急時における連携保険医療機関との連携方法とその対応
- ・当該医療機関で取り組んでいる院内感染防止対策 など

